

にいはま食品ロス削減推進計画



令和4年度環境美化推進運動作品展 最優秀賞

令和5年3月

新居浜市





目次

第1章 総論	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	3
第3節 計画期間	3
第2章 食品ロスの現状と課題	4
第1節 日本の食品ロス	4
第2節 愛媛県の食品ロス	5
第3節 本市の食品ロス	6
（1）家庭系食品ロス	
（2）事業系食品ロス	
第4節 新居浜市の調査結果	9
第5節 新居浜市の課題	13
第3章 基本的な考え方	14
第4章 各主体の役割	15
第1節 市民の役割	15
第2節 事業者の役割	16
第3節 関係団体（マスコミ、消費者団体、NPO等）の役割	17
第4節 新居浜市の役割	17
第5章 数値目標	19
第1節 目標設定の考え方	19
第2節 目標	19
第6章 推進施策	20
第1節 食品ロス削減に向けた普及啓発	20
第2節 市民・事業者等と連携した取り組みの推進	20
第3節 未利用食品等の有効活用	20



第7章 政策推進に基づく新居浜市の取組	21
第1節 食品ロス削減に向けた普及啓発	21
（1）学校での出前講座、施設見学等を通じた意識啓発	
（2）市政日より、ホームページ等を活用した普及啓発	
（3）定期的なアンケート調査等の実施	
（4）「3010運動」や「宴会5箇条」の啓発	
（5）「にいはま3Rネットワーク」の推進	
第2節 市民・事業者等と連携した取り組みの推進	22
（1）家庭における主な食品ロス発生要因の啓発	
（2）市民の意識の醸成、社会的な機運を高める取組の実施	
（3）「おいしい食べきり運動推進店登録制度」の普及拡大	
第3節 未利用食品等の有効活用	23
（1）フードバンク活動に関する情報発信と支援	
（2）フードバンク活動団体と食品関連事業者等との事業連携を支援	
（3）フードドライブ活動の周知、取組の支援	
第8章 成果指標	24



● 第1節 ● 計画策定の趣旨

「食品ロス」とは、本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品のことです。

国内の食品ロス量は、年間約522万トン（令和2年度推計）と推計されており、そのうち、事業系食品ロス量が275万トン、家庭系食品ロス量が247万トンと、我が国においても、食品の生産、製造、販売、消費等の各段階で日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。

食品ロスについては、平成27年（2015年）9月に国際連合で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」*で定められている「持続可能な開発目標」（SDGs）では、「目標12.持続可能な生産消費形態を確保する」において、2030年までに世界全体の一人当たりの食糧の廃棄を半減させることが盛り込まれ、食品廃棄の減少が重要な柱として位置付けられています。



「持続可能な開発のための2030アジェンダ」*

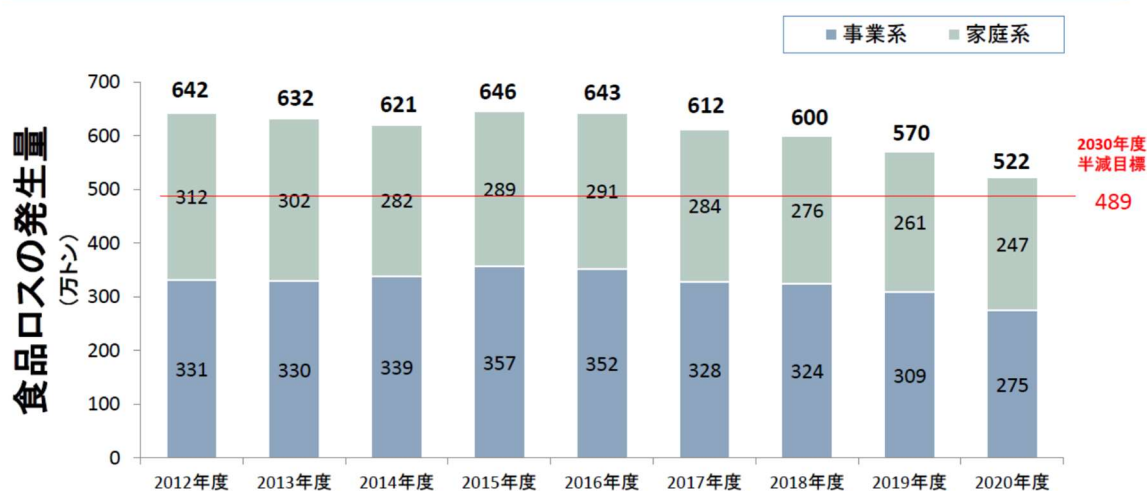
2001年に採択されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までの国際開発目標



国内においても、平成30年（2018年）6月に閣議決定された「第4次循環型社会形成推進基本計画」及び令和元年（2019年）7月に公表された「食品リサイクル法の基本方針」において、家庭系及び事業系の食品ロスを2030年度までに2000年度比で半減すると目標が定められています。

我が国の食品ロスの発生量の推移

- ✓ 平成24年度より、食品ロスの発生量の詳細な推計を実施。
- ✓ 令和2年度は約522万トンと、前年比48万トン（約8%）減少した。
- ✓ 内訳は、事業系が約34万トン（約11%）減少、家庭系が約14万トン（約5%）減少
- ✓ 5年連続の減少となっているが、今後の傾向については引き続き推移を見守る必要がある。



※端数処理により合計と内訳の計が一致しないことがあります。

出典：環境省

また、令和元年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、令和2年（2020年）3月には「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。

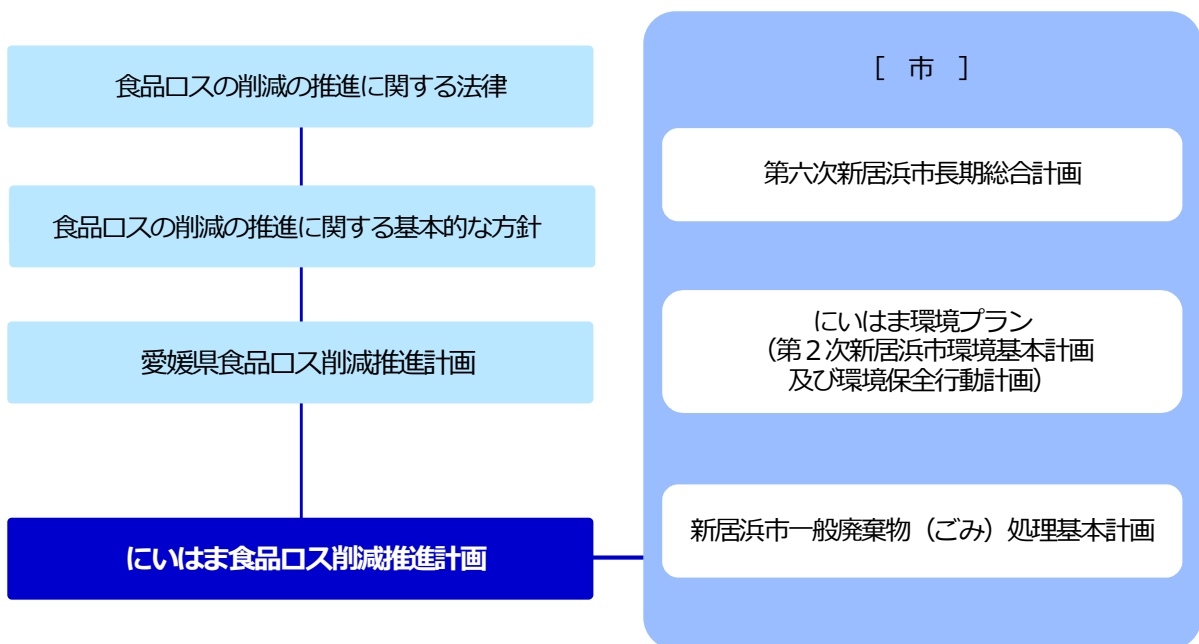
「食品ロス削減推進法」では、地方公共団体は地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとされ、基本方針を踏まえて食品ロスの削減推進計画を定めるよう努めなければならないとされています。

本市では「愛媛県食品ロス削減推進計画」が令和3年3月に策定されたことを受けて、愛媛県が掲げる「オール愛媛で減らそう食品ロス ～もったいないとおもいやりの心～」を目指すべき将来像として取組みを推進し、「こいはま食品ロス削減推進計画」を策定します。



● 第2節 ● 計画の位置づけ

本計画は、食品ロス削減推進法第13条第1項に基づく「市町村食品ロス削減推進計画」として策定するものであり、「愛媛県食品ロス削減推進計画」で示されている考え方を踏まえ、本市の上位計画である「第六次新居浜市長期総合計画」（令和3年3月策定）、「こいはま環境プラン（第2次新居浜市環境基本計画及び環境保全行動計画）」（平成26年3月策定）、「新居浜市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（令和3年3月策定）等における関連施策との連携を図ります。



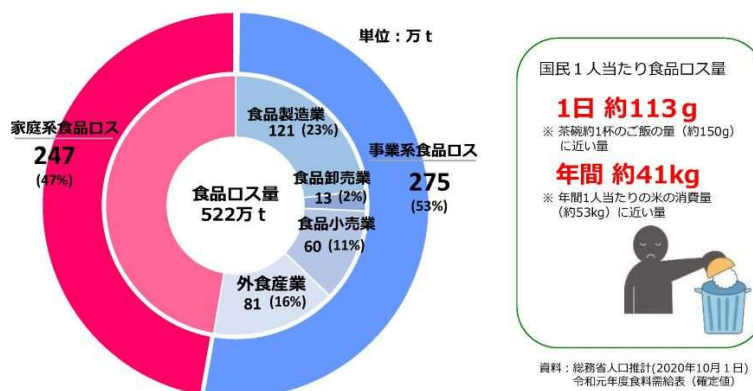
● 第3節 ● 計画期間

本計画は、計画期間を令和5年度（2023年度）から令和12年度（2030年度）までの8年間とします。なお、本計画は「新居浜市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の改定に合わせ見直し、次期「新居浜市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」中に位置づけられます。



● 第1節 ● 日本の食品ロス

環境省と農林水産省で公表されている「食品ロス量の推計」において、令和2年度の食品ロス量の推計は約522万トンで、内訳は事業系*1が約275万トン、家庭系*2が約247万トンです。



環境省及び農林水産省「令和2年度推計」

「事業系*1食品ロス」

事業活動（食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業）を伴って発生する食品ロス（規格外品、返品、売れ残り、作りすぎ、食べ残し等が主な発生原因）

「家庭系*2食品ロス」

各家庭から発生する食品ロス（食べ残し、過剰除去、直接廃棄等が主な発生原因）

日本では、家計における食費は消費支出の中で4分の1（総務省「家計調査（2021年）」）を占めています。食料自給率（カロリーベース）は38%で、食料の多くを海外からの輸入に依存しています。

また、世界の食料廃棄量は年間約13億トンで、人の消費のために生産された食料の約3分の1を廃棄しています。（国連食糧農業機関（FAO）「世界の食料ロスと食料廃棄（2011年）」）

このように、食料を大量に生産、輸入しているのに、その多くを捨てている現実があります。

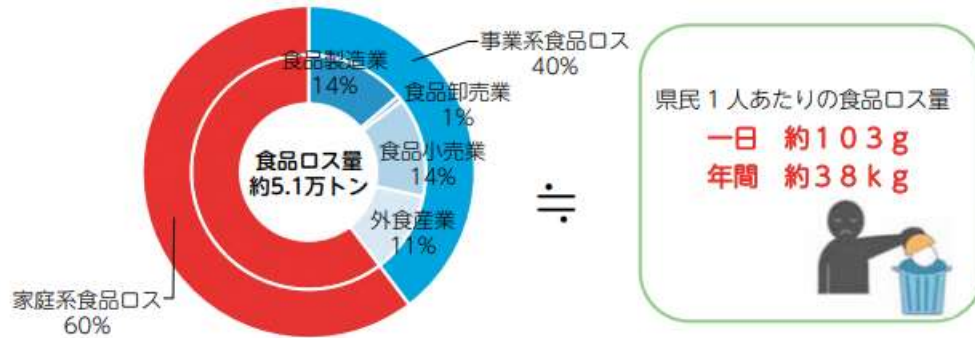
食料を輸入に頼る一方で、多くの食料を食べずに廃棄し、また多くの食品ロスを発生させている一方で、7人に1人の子どもが貧困で食事に困っている状況です。



● 第2節 ● 愛媛県の実態調査

愛媛県が令和2年度に実施した「食品ロス実態調査」では、食品ロス約5.1万トンのうち約60%にあたる約3.1万トンが家庭系、残りの約40%にあたる約2.0万トンが事業系と推計されています。

また、県全体の食品ロス量である約5.1万トンを県民1人あたりに換算すると、1日約103g、年間約38kgとなります。



食品ロスの発生状況



● 第3節 ● 新居浜市の食品ロス

本市では家庭ごみの収集は、平成28年10月から10種分別による収集を行っています。

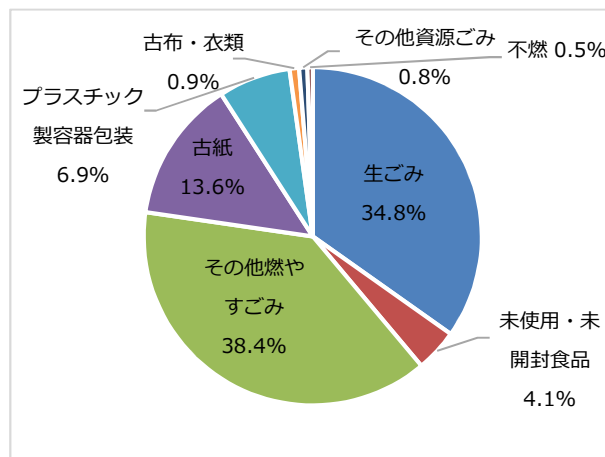
令和3年度に処理した家庭系ごみ（委託収集・直営収集・持込）約3.0万トンのうち、可燃ごみは約2.2万トンと7割以上を占めています。

（1）家庭系食品ロス

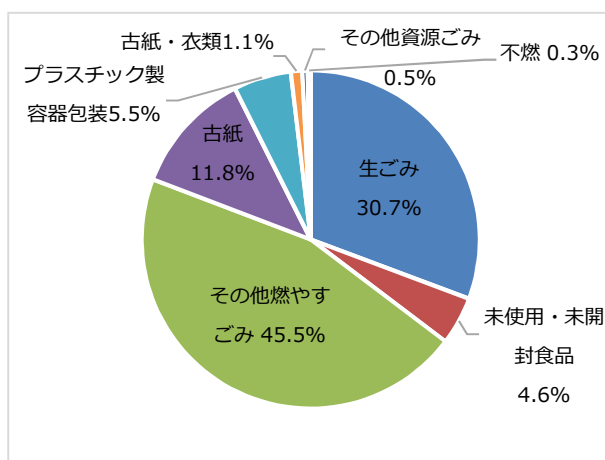
本市では、家庭から排出される可燃ごみの実態を把握するため組成調査（ごみの中身を調査）しています。

平成29年から令和元年に実施した組成調査では、未使用・未開封食品を含む生ごみは35.3%～38.9%含まれていました。

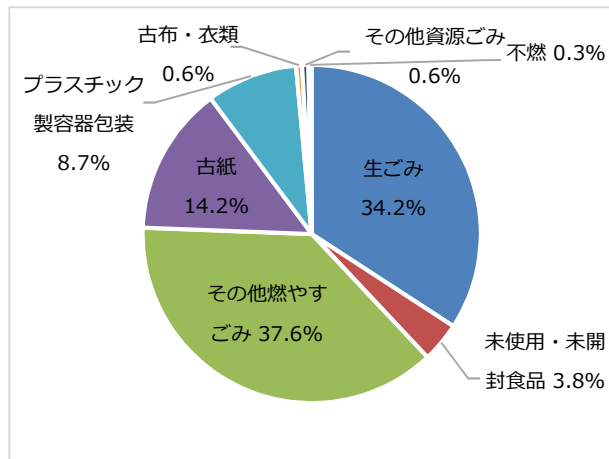
H29.11月調査・重量比



H30.12月調査・重量比

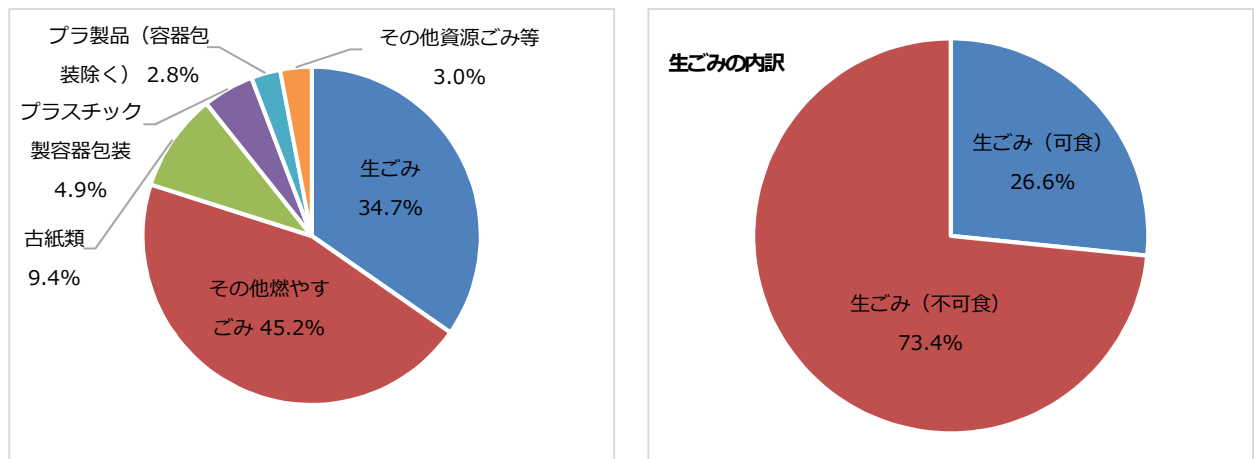


R元.12月調査・重量比



令和3年はコロナ禍のため、規模を縮小して組成調査を実施しましたが、生ごみの比率は34.7%であり、過去3年分と大きな相違がありませんでした。

R3.11月調査・重量比



※R3.11月調査では未使用・未開封食品の選別は行わず、可食・不可食に選別

生ごみで、まだ食べられる可食分が食品ロスと考えられますが、可食分は生ごみのうち26.6%（可燃ごみの9.2%）、不可食分は生ごみのうち73.4%（可燃ごみの25.4%）でした。

令和3年度の家庭系可燃ごみ処理実績2.2万トンから推定すると、そのうち9.2%にあたる可食分の生ごみ（食品ロス）は2,026トンとなり、市民1人当たり1日約47g、年間約17.3kgとなります。

県内の家庭系食品ロスが約3.1万トンであることから、本市の家庭系食品ロスは県の約6%を占めています。





組成調査の様子（収集試料）



組成調査の様子（分別作業）



未使用・未開封食品（可食）



未使用・未開封食品（可食）

（２）事業系食品ロス

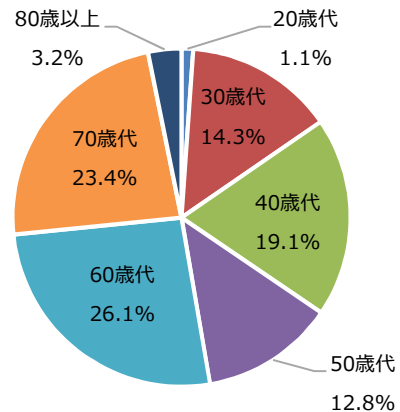
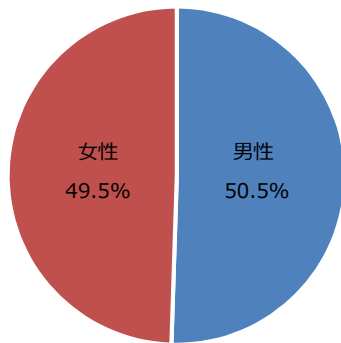
事業系食品ロスについては、本市の発生量を特定できる情報がないため、県全体の年間事業系食品廃棄物の推計発生量約 11.1 万トン、そのうち 18.4%にあたる推計食品ロス量約 2.0 万トンをもとに推計を行うこととしました。

本市の令和 3 年度の事業系可燃ごみ処理実績約 1.2 万トンから推定すると、そのうち 18.4%にあたる可食分の生ごみ（食品ロス）は 2,154 トンとなります。

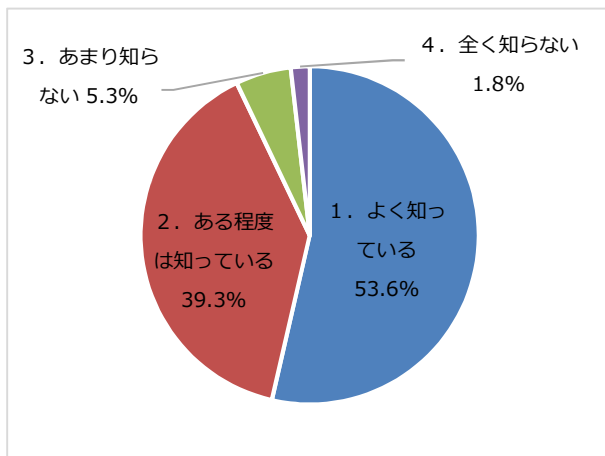
県内の事業系食品ロスが約 2.0 万トンであることから、本市の事業系食品ロスは県の約 11%を占めています。

● 第4節 ● 新居浜市の調査結果

調査対象者 令和元年度市政モニター188人
 期 間 令和元年9月2日(月)～令和元年9月16日(月)
 調査方法 郵送またはインターネット
 テーマ 食品ロスの削減について

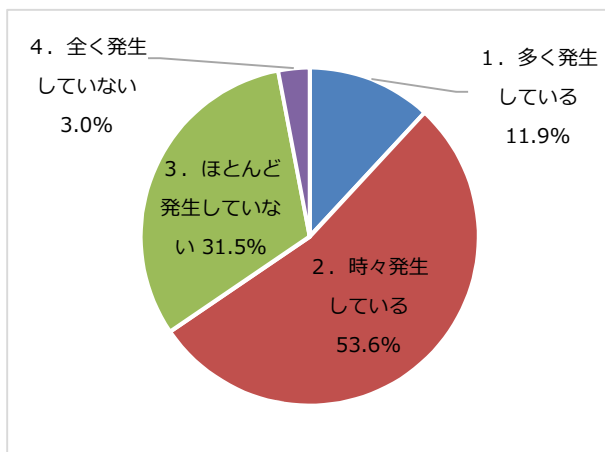


問1 食品ロスの認知度



「1. よく知っている」(53.6%)、「ある程度は知っている」(39.3%)の2つを合わせると全体の9割を超え、認知度が高いと考えられます。

問2 家庭での食品ロス発生状況

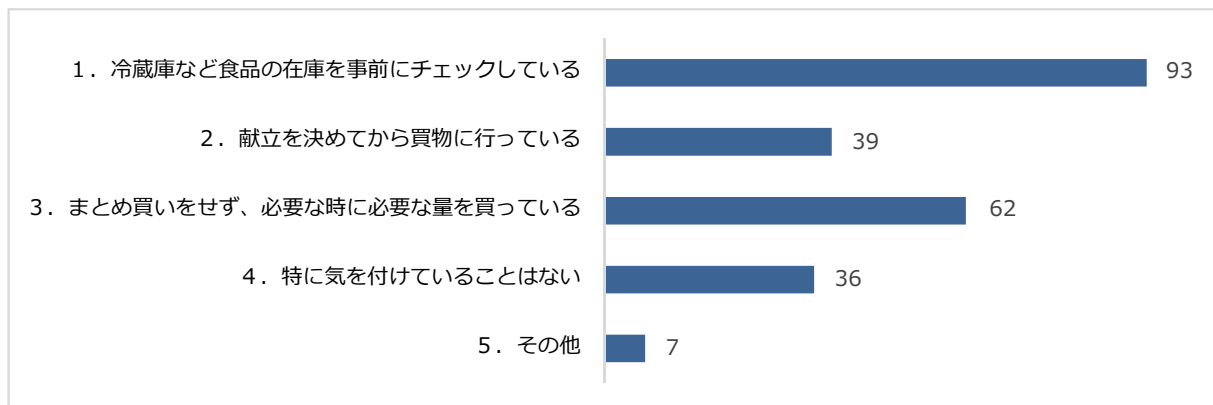


「1. 多く発生している」(11.9%)、「2. 時々発生している」(53.6%)で全体の65%を占め、食品ロスが発生している状況がうかがえます。



問3 買い物時に気を付けていること（複数回答）

人

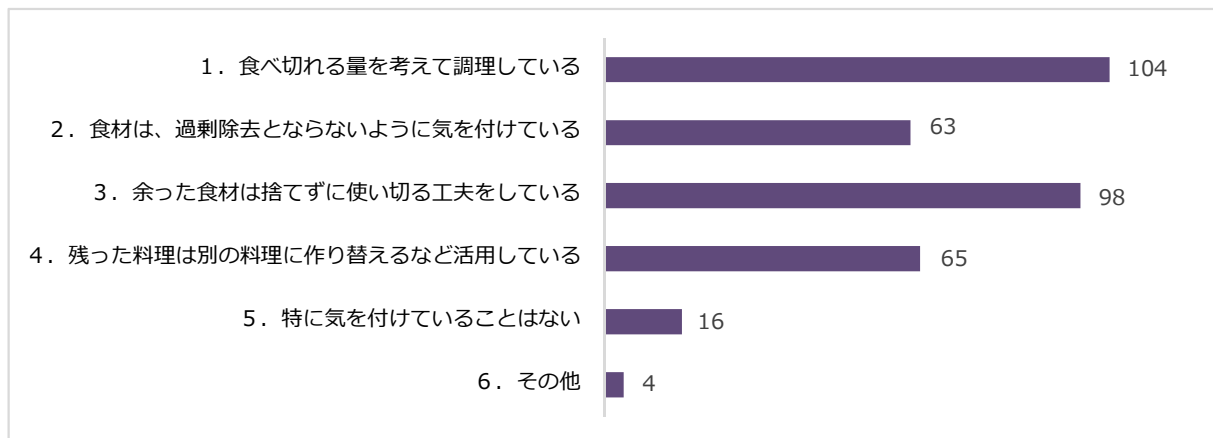


5. その他

- ・スーパーで買い物するとき、賞味期限の近い物から買うようにしている。
- ・食品ロス削減のため割引の物を選ぶこともあるが、すぐに悪くなり、慌てて食べることが多く、結果、どちらがいいのかわからない。ほか

問4 料理を作る際に気を付けていること（複数回答）

人



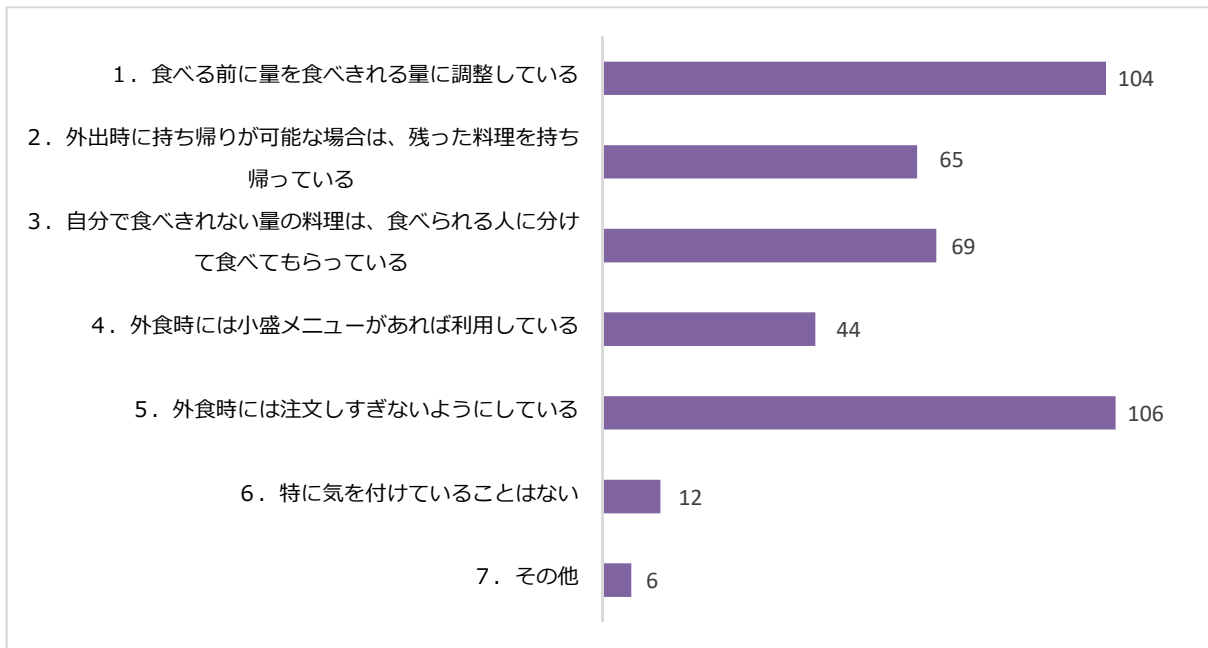
6. その他

- ・冷凍できるものは、冷凍保存している。
- ・近所におすそ分けしたり、小分けにして冷凍しておき、何も無い時に一品とする。
- ・食材宅配サービスを利用しているので、毎日届く食材をその日のうちに使っている。ほか



問5 食事の際に気を付けていること（複数回答）

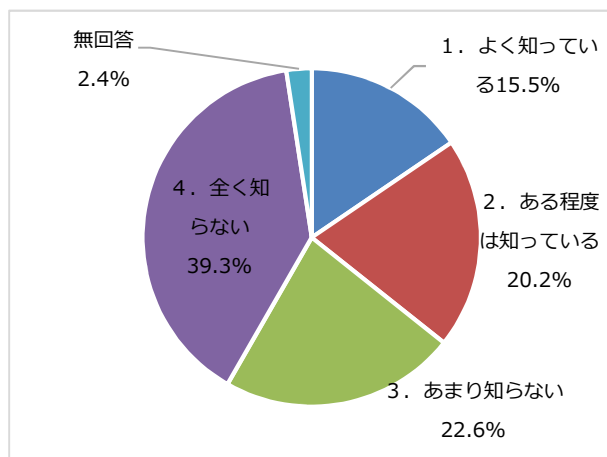
人



7. その他

- ・食事の際は全て食べきっている。 ・子どもの残した分は食べている。
- ・絶対に食べ残しはしない。出されたものは必ず食べる、という教育を受けてきた。
- ・食べきれない場合は冷凍庫に入れて、必要な時に解凍し食事に回している。
- ・外食することがわかっている場合には、持ち帰りのための容器を持参する場合もある。（ほか

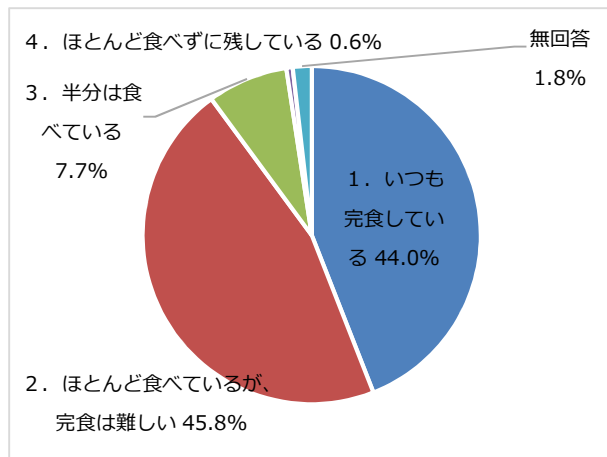
問6 食品ロスの削減のための「3010（さんまるいちまる）運動」の認知度



「4. 全く知らない」(39.3%)、「3. あまり知らない」(22.6%)で全体の6割と、3010運動の認知度向上に向け、さらなる取組が必要と考えます。



問7 宴会時などに出された料理の消費状況

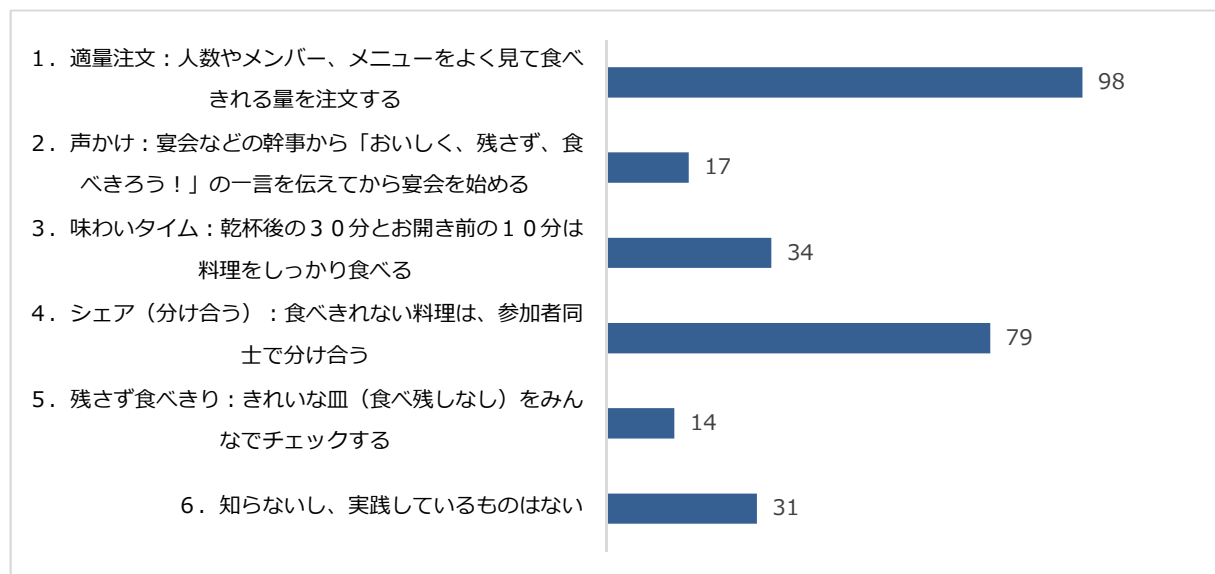


「1. いつも完食している」(44.0%)、「2. ほとんど食べているが、完食は難しい」(45.8%)で全体の9割を占めていますが、残り1割で多くの食品ロスが発生している状況がうかがえます。

問8 宴会5箇条（食品ロスの削減を実践するための5つの方法）の認知度と実施状況

(複数選択)

人



● 第5節 ● 新居浜市の課題

令和3年度の家庭系可燃ごみ処理実績から推定した本市の家庭系食品ロスは、市民1人当たり1日約47g（卵Sサイズ1個分）、年間約17.3kgとなります。

家庭・事業者において、このような状況を一人ひとりが認識し、これまで以上に食べ物を無駄なく、大切に消費していく必要があります。食品ロスを減らすための小さな行動も、一人ひとりが取り組むことで、大きな削減に繋がると考えます。

また事業系可燃ごみ（飲食店等）においては、食品ロスの状況とその削減の必要性について理解を深めていただき、さらに3010運動*1や宴会5箇条*2を推進することが必要です。

更なる取組を継続することで、より本市の食品ロス削減が期待できると考えます。

「3010（さんまるいちまる）運動」*1

宴会時の食べ残しによる食品ロスを削減するための取組。宴会の際に「乾杯後の30分」と「お開き前の10分間」は料理を楽しむ時間とする運動

「宴会5箇条」*2

宴会をおいしく楽しむための5箇条

①適量注文、②声掛け、③味わいタイム、④シェア（分け合う）、⑤残さず食べきり



■ 第3章 ■ 基本的な考え方

「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」において、国、地方公共団体（行政）、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進していくこととしています。

食品ロス削減のためには、各主体（市民、事業者、行政等）が現状と課題、削減の必要性について認識し、それぞれの役割と行動を理解し実践することが必要です。

また多様な主体（市民、事業者、行政等）が連携・協働することで、食品ロスの削減につながる取組を推進していきます。



■ 第4章 ■ 各主体の役割

● 第1節 ● 市民の役割

食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解を深め、日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて適切に理解・把握します。また、日々の生活の中で食品ロスを削減するために自らができることを一人一人が考え、行動します。なお、自身の消費行動を通じた食品ロスが、環境や他の国や地域の人々への影響を及ぼすことを認識し、食品ロスの削減に取り組む食品関連事業者の商品・店舗を利用する等、持続可能な生産・製造・販売を行う事業者の取組を支援します。

場 面	行 動
家庭等	・食品ロス削減に取り組む意義を理解
買 物	・事前に家庭内食品の在庫を確認 ・必要な分だけを購入 ・利用予定と照らして、期限*1表示を確認 (手前取り*2、見切り品等の活用)
保 存	・食材に応じた適切な保存を行う ・野菜は冷凍・乾燥など下処理し、ストック
調 理	・残っている食材から使い、計画的に使い切る ・食べきれる量を作る
食 事	・作りすぎて残った料理は、リメイクレシピなどで食べきる
外 食 (宴会)	・食品ロス削減に、積極的に取り組む店舗を選択 ・食べきれる量を注文し、提供された料理を食べきる ・宴席では3010運動を実施 ・料理が残った場合は、お店と相談して自己責任の範囲で持ち帰る
その他	・余剰食品はフードドライブ*3を活用 ・余剰食品はフードバンク*4活動団体等へ提供、協力

*用語の説明 P18



● 第2節 ● 事業者の役割

食品ロスの状況と削減の必要性について理解を深め、消費者に対して自らの取組について情報提供や啓発を行います。また、食品廃棄物等の継続的な計量の実施等、自らの事業活動により発生している食品ロスを把握し、見直しを図ることにより、日々の事業活動から排出される食品ロス削減に努め、適切に再利用を行います。

対象	行 動
全事業者共通	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴う食品ロス削減、見直し、再利用への理解 ・未利用食品の活用への理解
農林漁業者	<ul style="list-style-type: none"> ・規格外や未利用の農林水産物の有効活用を促進
食品製造業者	<ul style="list-style-type: none"> ・食品原料の無駄のない利用 ・製造工程、出荷工程における適正管理、鮮度保持 ・食品の製造方法の見直しや保存包装の改善等による賞味期限の延長 ・賞味期限表示の年月表示化 ・適正受注の推進 ・消費実態に合わせた容量の適正化
食品卸売 ・ 小売業者	<ul style="list-style-type: none"> ・納品期限（3分の1ルール*5等）の緩和等、商慣習の見直し ・余剰在庫の削減と適正発注、販売の推進 ・売り切るための取組（値引き・ポイント付与等） ・消費者が使い切りやすい工夫（小分け販売・少量販売）
外食事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・仕入れ、提供等の工夫 ・消費者が食べきれる量を選択できる仕組みの導入 ・3010運動に協力 ・食べ残しの持ち帰りへの対応（消費者の自己責任が前提） ・規格外や未利用の農林水産物の有効活用
食品関連事業者共通	<ul style="list-style-type: none"> ・商慣習の見直し（3分の1ルールの緩和） ・食品に関係のない理由による廃棄の見直し ・未利用食品のフードバンク活動等への提供 ・災害時備蓄食料の有効活用

*用語の説明 P18

Hello!
NEW

● 第3節 ● 関係団体（マスコミ、消費者団体、NPO等）の役割

第1節、第2節に記載した役割と行動を実践する市民や事業者が増えるよう、積極的な普及啓発に取り組めます。

● 第4節 ● 新居浜市の役割

実態把握	<ul style="list-style-type: none">・ 定期的なアンケート調査の実施・ 定期的な可燃ごみの組成調査
普及啓発	<ul style="list-style-type: none">・ 学校での出前講座、施設見学等を通じた意識啓発や理解促進・ 市政だより、ホームページ等の活用・ 3010運動や宴会5箇条の推進・ 主催イベント等でパネル設置し啓発・ フードバンク、フードドライブ活動の役割や必要性の周知
連携	<ul style="list-style-type: none">・ 消費者、事業者、県との連携・ 市内で活動するフードバンク活動団体や子供食堂等との連携・ 「おいしい食べきり運動推進店登録制度」の普及拡大
活用	<ul style="list-style-type: none">・ 災害時用備蓄食料の有効活用



「期限」*1

- 賞味期限 定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。
- 消費期限 定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日

「手前取り」*2

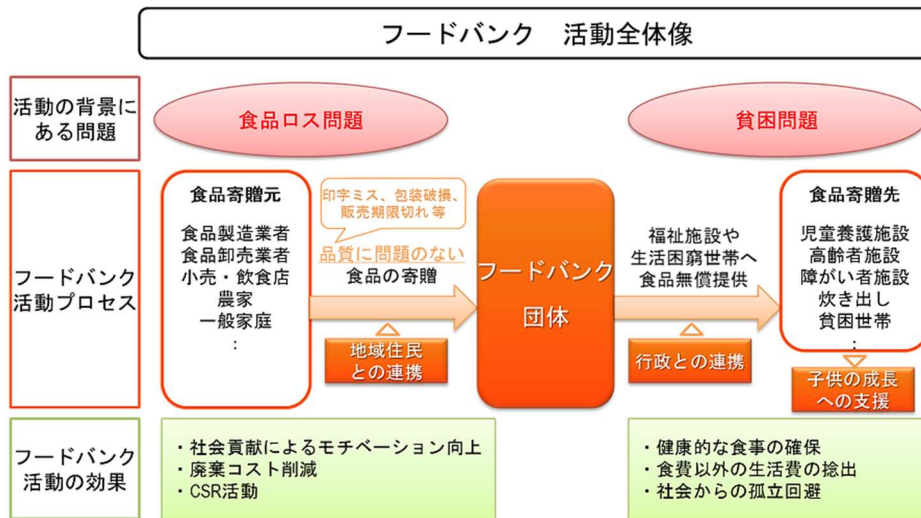
購入してすぐに食べる場合に、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ購買行動

「フードドライブ」*3

各家庭で余った食品を持ち寄り、専門の団体や地域の福祉施設等に寄付する活動

「フードバンク」*4

未利用食品や包装の破損や印字ミス、賞味期限が近いなど、まだ食べられるにもかかわらず廃棄予定の食品を提供するための活動や、それを実施する団体

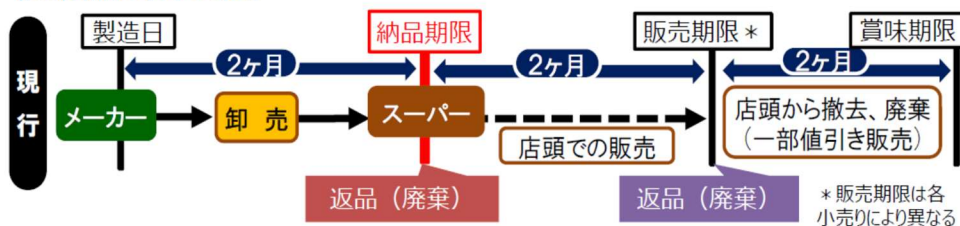


出典：一般社団法人全国フードバンク推進協議会

「3分の1ルール」*5

小売店などが設定する加工食品の納品期限は、製造日から賞味期限までを「3分割した期限」として設定される場合が多く、食品ロスの一因とされる。

(賞味期間 6ヶ月の場合)



出典：農林水産省



● 第1節 ● 目標設定の考え方

国の食品ロス削減目標は、SDGsも踏まえて、家庭系及び事業系の食品ロスについて2030年度までに2000年度比で半減すると目標が定められています。

県の食品ロス削減目標は、計画期間2025年度までに食品ロス量の10%削減、長期的な目標として2030年度までに、2000年度比で食品ロス量の半減以上としています。

本市では食品ロス削減目標を、2027年度までに2021年度比で食品ロス量（家庭系・事業系）を10%削減、計画期間（2030年度）までに2017年度比で家庭系食品ロスを22%削減させることを目標とします。

● 第2節 ● 目標

計画期間中の推進目標

**2027年度までに、2021年度比で食品ロス量（家庭系・事業系）の10%削減を目指します。
（4,180トンから3,762トンに削減）**

計画期間における推進目標

**2030年度までに、2017年度比で家庭系食品ロス量の22%削減を目指します。
（2,086トンから1,627トンに削減）**

本市の事業系食品ロスについては発生量を特定できる情報が少ないため、計画期間における推進目標は家庭系食品ロスで設定します。また本市では、平成28年10月から10種分別を開始したこと、生ごみの比率が令和3年度とほぼ相違のないことから、平成29年度を基準年度に設定します。

国・県では2030年度までに2000年度比で食品ロス量の50%以上を削減することを長期的な目標としていることから、単年度当たりの削減目標は約1.66%となります。本市では基準年度から目標年度である2030年までの13年間で、約22%削減することを目標とします。

● 第1節 ● 食品ロス削減に向けた普及啓発

- (1) 学校での出前講座、施設見学等を通じた意識啓発
- (2) 市政だより、ホームページ等を活用した普及啓発
- (3) 定期的なアンケート調査の実施
- (4) 「3010運動」・「宴会5箇条」の啓発
- (5) 「こいはま3Rネットワーク」*の推進

● 第2節 ● 市民・事業者等と連携した取り組みの推進

- (1) 家庭における主な食品ロス発生要因の啓発
- (2) 市民の意識の醸成、社会的な機運を高める取組の実施
- (3) 「おいしい食べきり運動推進店登録制度」の普及拡大

● 第3節 ● 未利用食品等の有効活用

- (1) フードバンク活動に関する情報発信と支援
- (2) フードバンク活動団体と食品関連事業者等との事業連携を支援
- (3) フードドライブ活動の周知、取組の支援

「3R（スリーアール）」

Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再資源化）の頭文字をとったもので、ごみを減らすためのキーワード

「こいはま3R（スリーアール）ネットワーク」*

ごみの減量化・再資源化に取り組む事業者等が登録することによって、市民・事業者が「何をどこに持って行けばいいか」が見える化し、市民・事業者・市が一体となって3Rを推進することを目的とした、令和4年10月1日から施行した制度

Hello!
NEW

■ 第7章 ■ 推進施策に基づく新居浜市の取組

本計画の策定により、すべての市民の皆さんに食品ロス削減に向けた取組を実践していただけるよう、施策の推進に取り組めます。

● 第1節 ● 食品ロス削減に向けた普及啓発

（1）学校での出前講座、施設見学等を通じた意識啓発

市民が食品ロスの削減に自発的に取り組めるようにするため、食品ロスに関心を持つきっかけづくりを行います。また家庭や学校、地域等の幅広い年齢層において食品ロス削減の必要性について理解を高めるよう、啓発を行います。

（2）市政だより、ホームページ等を活用した普及啓発

市政だより、ホームページ等で食品ロスの記事を掲載し、市民への啓発を図ります。
SNS等を活用し、食品ロスについて知る機会を確保し、普及啓発と情報提供に努めます。

（3）定期的なアンケート調査等の実施

定期的なアンケート調査等を実施し、市民の食品ロスの認知度や削減への取組状況等の把握に努めます。

（4）「3010運動」・「宴会5箇条」の啓発

3010運動や宴会5箇条等の食べ残しや、賞味期限の切れた食品を捨てることについて「もったいない」という意識啓発を行います。

（5）「にいはま3Rネットワーク」の推進

にいはま3Rネットワーク（フードバンク・フードドライブ活動）への登録推進に努めます。

Hello!
NEW

● 第2節 ● 市民・事業者等と連携した取り組みの推進

(1) 家庭における主な食品ロス発生要因の啓発

アンケート調査や組成調査等の結果を、ホームページやSNS等を活用し、家庭における食品ロス発生要因の啓発を図り、食品ロスの削減を推進します。

(2) 市民の意識の醸成、社会的な機運を高める取組の実施

各家庭での水切りや生ごみの堆肥化を推進するため、生ごみ処理容器等の設置への補助を継続します。また取り扱いが比較的簡単なダンボールコンポストの普及のための講習会等の開催、ぼかしや基材の普及をおこない、継続して使用できるようサポートを行います。

(3) 「おいしい食べきり運動推進店登録制度」の普及拡大

令和元年10月から「おいしい食べきり運動推進店」の登録制度を開始していますが、今後も登録事業者の募集を進めていきます。



● 第3節 ● 未利用食品等の有効活用

フードバンク活動は、食品ロスの削減に直結するものであり、生活困窮者や子ども食堂への支援等、福祉の観点からも意義のある取組です。

またフードドライブ活動の促進に努め、フードバンク団体を通じた食材の確保を支援することが、食品ロスの削減につながります。

（１）フードバンク活動に関する情報発信と支援

「こいはま3Rネットワーク」の登録により、3R（フードバンク活動）に取り組む事業者等の情報を総合的に登録し、ホームページ、SNS等において積極的に広報し、ごみの減量化、再資源化に関する取組を積極的に支援します。

（２）フードバンク活動団体と食品関連事業者等との事業連携を支援

市民、フードバンク活動団体、事業者等が「何を・どこに持って行けばいいか」を見える化し、情報を利用することにより、市民、フードバンク団体、事業者等が一体となって3Rを推進します。

（３）フードドライブ活動の周知、取組の支援

「こいはま3Rネットワーク」の登録により、3R（フードドライブ活動）に取り組む事業者等の情報を総合的に登録し、ホームページ、SNS等において積極的に広報し、ごみの減量化、再資源化に関する取組を積極的に支援します。



■ 第8章 ■ 成果指標

食品ロスの削減の推進に関する取組や政策の実施状況を具体的に把握するため、次の成果指標を設定します。

成 果 指 標	計画策定時 (2022年)	中間 (2026年)	計画終了時 (2030年)
食品ロス問題の認知度	92.9%	96.4%	100%
「3010運動」・「宴会5箇条」の認知度	35.7%	67.8%	100%
おいしい食べきり運動推進店登録店数	8事業所	29事業所	50事業所
にいはま3Rネットワーク登録店数 うちフードバンク・フードドライブの実施・協力店	—	10事業所	20事業所
燃やすごみ（家庭ごみ）に占める食品廃棄物比率	34.7%	32.4%	30.1%
燃やすごみ（家庭ごみ）に占める食品廃棄物（可食部）比率	9.2%	8.6%	8.0%

